

北海道渡島総合振興局告示第10号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第8号のかれい固定式刺し網漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年（2023年）2月3日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業に認可等をすべき漁業者の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格				
かれい固定式刺し網漁業	渡海共第63号共同漁業権沖合海域	渡島総合振興局管内沖合海域のうち、次の各線によって囲まれた海域 ア 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点と同点から32度30分、15,000メートルの点とを結んだ線 イ 森町と鹿部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から32度30分、15,000メートルの点から117度16分の線 ウ 沖合底びき網漁業禁止ライン エ 函館市古部町と函館市銚子町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から36度03分の線 オ 森町と鹿部町の境界線函館市古部町と函館市銚子町の境界線までの最大高潮時海岸線 ただし、渡海共第12号、第14号、第16号及び第63号共同漁業権漁場区域を除く。	【前期】 毎年、3月1日から6月30日まで	27隻	20t未満	ア 渡島総合振興局管内に住所を有する者	令和5年(2023年)2月6日から令和5年(2023年)2月20日まで	1	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和5年（2023年）3月1日以前の許可は、令和5年（2023年）3月1日から令和8年（2026年）2月28日まで、令和5年（2023年）3月2日以降の許可は、許可日から令和8年（2026年）2月28日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和5年（2023年）3月1日以前の認可は、令和5年（2023年）3月1日から令和6年（2024年）2月29日まで、令和5年（2023年）3月2日以降の認可は、認可の日から1年又は令和8年（2026年）2月28日のいずれか早い日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
		【前期】 毎年、3月1日から6月30日まで 【後期】 毎年、7月1日から8月20日まで及び9月21日から9月30日まで	11隻	同上	同上	同上	同上	2	(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。 (2) かれい以外を主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3) 使用する刺し網の網目の結節から結節までの長さは57.5ミリメートル以上76ミリメートル以内とし、網立は35目掛以内、1建の長さは50間切25反以内でなければならない。 (4) 海中に敷設する漁具数は、6建以内でなければならない。 (5) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (6) さけ及び次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅9.5センチメートル未満のべにずわいがにの雄がに ウ べにずわいがにの雌がに エ ずわいがに (7) 知事が漁業調整上操業に関して必要な事項を指示した場合は、これに従わなければならない。